

# 東白川村過疎地域自立促進計画

計画期間 平成22年度～平成27年度

岐阜県加茂郡東白川村

# 目次

<b>1 基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 市町村の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
(3) 市町村行財政の状況.....	4
(4) 地域の自立促進の基本方針.....	5
(5) 計画期間.....	6
<b>2 産業の振興</b> .....	<b>7</b>
(1) 現況と問題点.....	7
(2) その対策.....	8
(3) 計画.....	8
<b>3 交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> .....	<b>10</b>
(1) 現況と問題点.....	10
(2) その対策.....	10
(3) 計画.....	11
<b>4 生活環境の整備</b> .....	<b>13</b>
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策.....	14
(3) 計画.....	14
<b>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....	<b>16</b>
(1) 現況と問題点.....	16
(2) その対策.....	16
(3) 計画.....	17
<b>6 医療の確保</b> .....	<b>18</b>
(1) 現況と問題点.....	18
(2) その対策.....	18
(3) 計画.....	18
<b>7 教育の振興</b> .....	<b>19</b>
(1) 現況と問題点.....	19
(2) その対策.....	19
(3) 計画.....	19
<b>8 地域文化の振興等</b> .....	<b>21</b>
(1) 現況と問題点.....	21
(2) その対策.....	21
<b>9 集落の整備</b> .....	<b>22</b>
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	22
<b>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</b> .....	<b>23</b>
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 計画.....	23

# 東白川村過疎地域自立促進計画

## 1 基本的な事項

### (1) 市町村の概況

#### [位置・地形]

岐阜県のほぼ中央で飛騨地域（北部）と美濃地域（南部）に分かれているが、東白川村は美濃地域に属するものの、ほとんど飛騨地域に接し、さらに東へ20km走れば長野県境という周辺部に位置し、その地形は御岳山（3,063m）を頂点とする山塊の中にあつて、裏木曾と呼ばれる森林地形を形づくっている。

御岳をとりまく支峰小秀山（岐阜・長野県境 1,982m）を源流とする流れは、中津川市から東白川村に入って白川と名を変え、下流「白川町」で飛騨川に合流し、さらに木曾川に合流して伊勢湾に注いでいるが、この白川は、その名のとおり岐阜県内でも代表的な清流であり、濃飛流紋岩でかたちづくられている川石の白さとあいまって「東白川村」の名の由来ともなっている。

この白川と、これに注ぐ数多くの小支流によって浸食された村の地形は、ほとんど平地のない急傾斜地となっており、村の面積8,711haの90%が山林で、農地はわずかに3.8%の332haにすぎない。

#### [気象]

表日本内陸型の気候ではあるが、場所や時間によって格差が大きいのが特徴であり、年平均気温12.9度、冬は時としてマイナス15度以下になることもある。また、真夏の朝でも掛布団がいるように昼夜の気温の格差も15度と大きく、これが茶の味や、ひのきの色をよくしている。

年間のおおよそ半分が晴れ、また降雪は少ない。年間を通じての降水量は10年平均1,967mmとやや多めであり、植物の生育に良い影響を与えている。

風は、複雑な起伏の地形のため、一定の方向性が少なく、冬の季節風も比較のおだやかである。

#### [住家・交通]

村の標高は、最低260m、最高1,146mで、居住標高は260mから600mにわたり、白川とその支流ぞいにわずかに開けた土地を耕し900戸の住家とおよそ2,800人の村民が散在している。

村の交通は、これらの住家が形づくる20の集落から、峰越え、谷越えに開かれた村道、農林道を通して、村の中央を東西に貫通する国道256号及び主要地方道下呂白川線に集約される。

県庁所在地「岐阜市」までは、この路線を通り隣接「白川町」で国道41号に入っておよそ2時間、美濃加茂市までは1時間を要する。

かつては霊峰御岳まわりの街道沿いにあつて宿場として栄えたが、急峻な地形に阻害されて、鉄道、国道など通過する余地がなく、県中央部を縦貫する国道41号と東部を走る国道257号の中間に位置し、両路線をつなぐ国道256号と主要地方道下呂白川線が主要な基幹道路であるが、現在工事中の美濃東部広域農道、恵那市から東白川村間は平成24年度開通予定であり、この路線の白川町黒川から東白川村久須見間をトンネルが貫通するもので、今後、農業の活性化にとどまらず、新たな物的人的交流による地域活性化が期待できる。

#### [歴史]

村内各地で出土した遺物の大半は縄文時代のもので、そのころから人々が生活していたものと思われる。その後わずかばかりの農耕生活を経て、しだいに集落をかたちづくって行ったと考えられる。

1534年（天文3年）遠山氏が苗木を拠点に勢力を拡大してから、その支配下にあることが多く、明治3年、苗木藩大参事青山直道が中心となって断行した「廃仏毀釈」によ

って、寺は廃寺となり、仏具經典は焼き払われ、すべて神式に改められてから今日まで寺のない村として特異な存在になっている。

明治22年に町村制が実施されるに及んで、神土、越原、五加の3村が合併し東白川村となって以来、昭和30年代と平成10年度のあった市町村合併協議では単独を選択運営を選択することとなり、小さいながらまとまりの良さで、各種の特色のある村づくり方策を進めながら平成21年には立村120周年を迎えた。

#### [社会・経済]

本村の産業構造については、地理的な特性や地域資源を生かし、農林業を柱として形成してきた。しかしながら農林業については、零細な経営であり所得の低下がみられること、若年労働力の都市への流出、高齢化等により生産活動の停滞が進み結果、平成17年国勢調査結果によれば、第2次産業、第3次産業の就業人口割合が85.5%に達している。

#### [過疎の状況]

本村の人口は、50年前と比較して46%と急激に減少しており、集落においては、人口減少と高齢化の影響は顕著で、20集落のうち、65歳以上の高齢者が過半数を占めるいわゆる限界集落が1集落、55歳以上が過半数を占める準限界集落が9集落という状況にあり、今後もこの少子高齢化の傾向は、拡大していくものと予測される。

こういった人口減少、高齢化は、地域行事活動、地域インフラの維持にかかる負担割合、農村景観の保全等さまざまな分野に悪影響を及ぼしはじめている。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

#### [人口]

本村の人口は、大正時代から昭和10年代にかけて、4,000人台から5,000人台へと増加してきたが、昭和30年を境に、減少の一途をたどっており、減少要因を分析してみると、昭和30年代では、自然動態で出生が死亡を上回る増加要因となっているが、若者の流出による社会動態の減要因が著しく全体として減となる形態であり、平成10年代では、自然動態も社会動態も同じ割合で減少する形態を示しており、時代により減少の要因は大きく変質しているが、結果として、昭和30年代から現在まで、前年度対比で平均40人程度減少し続けている状況にある。

#### [産業]

昭和30年代より、農林業を村の基幹産業を位置づけ、茶園、製茶工場、農道の整備に取り組み、昭和57年度には、全村土地改良事業を始め、平成8年度に完成した。

昭和60年代に入ると、農林業の付加価値化の取り組みとして、木造建築組合を設立し木材の付加価値化、組織化や、農産物の特産品の開発、第三セクターによる販売体制を確立、都市との交流の活性化を図った。

しかしながら、平成の時代になると社会状況は更に変化し、インターネットを中心とした情報化、グローバル化の時代となり、日本全体が少子高齢化の時代を向かえ、価値観の急激な変化に対応し切れていない状況にある

農業は、中山間の自然的条件を生かして、畜産、緑茶、水稲、園芸作物などが生産されているが、近年の農業を取り巻く環境は、産地間競争の激化、気象バランスの異常な変化、農業従事者の高齢化と担い手不足などにより新しい観点での農業の再構築を迫られ、大きな転換期を迎えていると言える。

特に農業従事者の高齢化と担い手不足は、村にとって大変深刻な問題であり、現在は、農業生産法人を設立し、農作業受委託や、農地の流動化の促進を図っている。

また、林業においては、近年の異常気象などに端を発し、水源のかん養、災害防止、人間生活のリフレッシュ空間など、森林の公益的機能が、自然環境保全という視点から見直されている。

しかし、この森林を育て守ることの努力の営みは、ほとんどが森林所有者である林家に委

ねられており、林家における林業従事者の減少、高齢化などにより、必要な施業が行きとどかず、経済的な生産性の面からも、公益的機能維持の面からも阻害要因となっている。

また、外材、代替材の進出による国産材市場の圧迫、需要の減少も大きな問題で、これが林業の採算性を下させ、農山村での林業離れを促進した結果、森林全体の機能低下に拍車をかけるといふ現象を招いている。

そんな中で、新たな取り組みとして、地場産業の建築業において、インターネット等の情報インフラを利用した新たな受注形態の確立に取り組んでいる。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,725		人 4,338	% △8.2	人 4,080	% △5.9	人 3,837	% △6.0	人 3,578	% △6.8
0 歳～14 歳	1,537		1,345	△12.5	1,145	△14.9	986	△13.9	758	△23.1
15 歳～64 歳	2,732		2,518	△7.8	2,378	△5.6	2,255	△5.2	2,184	△3.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	864		613	△29.1	482	△21.4	441	△8.5	△8.5	△2.9
65 歳以上 (b)	456		475	4.2	557	17.3	596	7.0	636	6.7
(a)/総数 若年者比率	% 18.3		% 14.1	—	% 11.8	—	% 11.5	—	% 12.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.7		% 10.9	—	% 13.7	—	% 15.5	—	% 17.8	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,422	% △4.4	人 3,323	% △2.9	人 3,196	% △3.8	人 2,980	% △6.8	人 2,854	% △4.2
0 歳～14 歳	659	△13.1	600	△9.0	525	△12.5	443	△15.6	394	△11.1
15 歳～64 歳	2,069	△5.3	1,949	△5.8	1,816	△6.8	1,562	△14.0	1,439	△7.9
うち 15 歳～ 29 歳(a)	373	△12.9	363	△2.7	345	△5.0	266	△22.9	272	△2.3
65 歳以上 (b)	694	9.1	774	11.5	855	10.5	975	14.0	1,021	4.7
(a)/総数 若年者比率	% 10.9	—	% 10.9	—	% 10.8	—	% 8.9	—	% 9.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 20.3	—	% 23.3	—	% 26.8	—	% 32.7	—	% 35.7	—

表 1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 12 年 3 月 31 日			平成 17 年 3 月 31 日			平成 21 年 3 月 31 日		
	実数	構成比		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 3,121	—		人 2,999	—	% △3.9	人 2,797	—	% △6.7
男	1,506	% 48.3		1,440	% 48.0	% △4.3	1,346	% 48.1	% △6.5
女	1,615	% 51.7		1,559	% 52.0	% △3.5	1,451	% 51.9	% △6.9

表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,545	%	人 2,237	% △12.1	人 2,233	% △0.2	人 2,164	% △3.1	人 2,087	% △3.6
第一次産業 就業人口比率	% 62.4	%	% 59.2	—	% 49.0	—	% 45.2	—	% 38.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 18.6	%	% —	—	% 29.9	—	% 32.3	—	% 38.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 19.0	%	% —	—	% 21.1	—	% 22.5	—	% 23.2	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,015	% △3.4	人 1,908	%	人 1,872	% △1.9	人 1,667	% △11.0	人 1,570	%
第一次産業 就業人口比率	% 33.7	—	% 22.0	—	% 21.6	—	% 17.5	—	% 14.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.9	—	% 50.0	—	% 46.2	—	% 48.1	—	% 43.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 25.4	—	% 28.0	—	% 32.2	—	% 34.4	—	% 42.0	—

(3) 市町村行財政の状況

平成 18 年にいわゆる夕張問題で、地方公共団体の財政健全化が全国的に注目を集める中で、本村の実質公債費比率は、17 年度決算で、26.5%と岐阜県ワースト 1 位という結果になり、財政健全化が喫緊の課題として浮かび上がってきた。

実質公債費比率の高い要因としては、簡易水道事業に係る償還金や公債費に準ずる債務負担行為が上げられるが、簡易水道事業は 15 年度に完了しているものの償還期間が 30 年と長いこと当面比率の改善要因にはなり得ない。改善方策としては、公債費に準ずる債務負担行為の抑制、普通会計における地方債の発行の抑制などに取り組んでおり、平成 21 年度決算においては、18%を下回る見込みとなっている。

この実質公債費比率で、表面化した本村の財政体力が弱いという状況は、行政関係者のみならず村民全体で大きなショックを与え、少なからずとも村政運営に支障があったものと推測されるので、今後は、財政健全化、行政改革、計画的なむらづくりの推進を総合的に、取り組むことが重要であると考えている。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 20 年度
歳入総額 A	2,756,255	2,653,598	2,377,499
一般財源	1,899,038	1,440,775	1,556,107
国庫支出金	55,748	51,190	119,374
都道府県支出金	257,836	444,428	141,428
地方債	190,700	436,900	150,200
うち過疎債	101,700	328,200	63,900
その他	352,933	280,305	410,390
歳出総額 B	2,611,799	2,507,707	2,083,347
義務的経費	1,173,466	961,832	786,156
投資的経費	481,622	737,688	231,900

うち普通建設事業	479,418	655,376	224,976
その他	956,711	152,811	1,065,291
過疎対策事業費	58,180	624,849	100,859
歳入歳出差引額C (A-B)	144,456	145,891	294,152
翌年度へ繰越すべき財源 D	1	0	38,663
実質収支C-D	144,455	145,891	255,489
財政力指数	0.138	0.173	0.181
公債費負担比率	24.3	20.4	12.8
実質公債費比率	—	26.5	19.2
起債制限比率	12.0	12.4	3.5
経常収支比率	91.7	98.5	87.9
将来負担比率	—	—	95.7
地方債現在高	3,102,213	2,375,727	2,150,187

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	13.7	38.1	53.3	57.6
舗装率 (%)	0.1	12.0	39.4	61.2	65.9
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	11.1	11.0	9.4	92.3	132.6
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.1	6.0	9.7	12.0	9.9
水道普及率 (%)	—	19.9	21.2	57.7	96.2
水洗化率 (%)	—	—	2.6	66.6	77.7
人口千人当たり病院、 診療所数 (床)	9.3	10.2	9.5	10.6	6.7

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

本地域は、岐阜県の東部に位置し、日本アルプスの西南端の御嶽山を主峰として連なる裏木曾系の1,000m前後の山に囲まれ、総面積8,711haのうち、90%を山林が占め、農用地は、3%にすぎず、大部分が森林で占めている。

中山間地の農地、森林は、水源のかん養、災害防止、人間生活のリフレッシュ空間など、森林の公益的機能への期待が高まっているが、その維持、保全については、担い手不足が深刻さを増している。

こうしたことを受けて、本地域における振興方針は、森林・農用地の保全を図りながら、地域資源を高度に利用して、都市住民との交流を進めるとともに、地域経済の活性化を図りながら、さらに快適な生活環境づくりを進め、若者の定住を推進し、安全でゆとりある美しい山村の形成を目指す。

また、日常生活における利便性を図るため、道路交通網の整備、情報通信基盤の整備、社会生活環境の整備、医療施設、体制の確保を図りながら、農林業の生産基盤、経営近代化施設の整備を促進する。

更に、平成18年度からスタートしたCATV施設を最大限に活用し、村民相互のコミュニティの活性化を図るとともに、インターネット等を活用し広く社会へ向けての情報発信することにより、交流を促進し、社会的側面、経済的側面の両面で活性化を促進する。

こうした施策を実施することにより、過疎地域の振興を図るとともに、農山村に求められている安全な農産物の供給、良質な水の供給、水源の涵養などを充分認識するとともに、

都市の人々に常に魅力的な農山村であり続けるために、自然環境の保全に努め、都市との連携の中で、地域の活性化と若者定住促進を進めようとするものである。

- 1、農林業の生産性の向上を図るため、農林業生産基盤及び経営近代化施設の充実を図る。
- 2、都市と農村の情報格差を是正するため、CATV 施設によって、テレビ放送のデジタル化に対応するとともに、インターネットのブロードバンド環境を提供する。
- 3、学校施設、社会教育施設の整備を促進、豊かで文化的な生活環境の整備を促進にする。
- 4、各種防災施設の整備や住宅の耐震化を促進することにより、安心、安全な村づくりを促進する。
- 5、都市と農山村の交流を促進し、地域の活性化と若者定住に資する。

#### (5) 計画期間

平成22年4月1日～平成28年3月31日



## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

本村の農業は、中山間の自然的条件を活かして、畜産、緑茶、水稻、園芸作物などの生産が行われている。

水田は、農作業を（有）新世紀工房等へ委託する農家が大半を占め、作業委託を請負う組織は、なくてはならない組織となっている。

茶は、荒茶価格の低迷により生産意欲が失われつつあるが、各茶生産組合の後継者達が農地を借りて生産を続けている。しかし、茶樹や防霜施設の老朽化や乗用茶園への転換等が望まれている。

トマト農家は平成10年頃には30戸、4.3ha程あったが、現在は15戸、2haと減少しているので、意欲ある農家の面積拡大と、新規就農者対策が必要となっている。

各種の野菜直販は道の駅、白川茶屋、ふるさと企画等の店舗で行っているが、新たな販売形態として有望となっている。

基盤整備では、昭和30年代40年代は、茶園造成・農道開設を行い、昭和50年代から水田・畑の整備を全村的に行った。

昭和60年代トマト選果場、ライスセンターを整備し、平成9年に神土・越原・黒淵の茶工場を合併し現在の村内2工場となっている。

#### イ 林業

本村の森林は村の面積の90%を占め、その総面積は7,861ha、人工林率は72.6%に達している。

人工林を樹種別に見ると桧の植林地がおよそ87%で、東濃桧の主産地となっている。

近年の異常渇水の連続などに端を発し、水源のかん養、災害防止、人間生活のリフレッシュ空間など、森林のもつ公益的機能が、自然環境保全という視点から見直されている。

また、中津川市に合板工場が建設中であり、これへの原木供給のための、無計画な森林伐採等が懸念されている。

この森林を育て、守ることに努力の営みは、そのほとんどが森林所有者である林家に委ねられており、木材価格の低迷や林家における林業従事者の減少、高齢化などにより、必要な施業が行き届かず、経済的な生産性の面からも、公益的機能維持の面からも阻害要因となっている。

#### ウ 商工業

本村の商業は、もともとほとんど村内のみを商圈として成り立ってきたが、村からの消費の流出と地域間競争は、道路状況の改善整備の進展と消費者の生活様式の多様化、コンビニエンスストアの台頭、大型量販店の近隣市町への出店などによって激化している。

村の中心地に事業者による協同店舗が開店し、活性化を図ったが現在は低迷している。

平成21年度からは、消費の流出を少しでも抑えようとして、事業者による村内共通のプレミアム付き商品券を発行している。

製造業は建具、神棚など木材関連と、隣接する都市の中小企業の下請けとしての繊維関係、電気部品製造などの労働集約型の軽工業が地場産業として構成されています。

また、建設業は土木建設の分野では道路改良等の公共事業が減少するに伴い、各企業の業績が停滞しており、苦しい状態が続いている。

木材関連産業の集約ともいえるべき木造建築産業は、その裾野も広く、本村の代表的な地場産業であり、現在は、総務省の補助事業を活用し、Webサイト「フォレストスタイル」を立ち上げ建築受注拡大を図り始めている。

#### エ 観光

本村の観光資源は白川と里山に代表される豊かな自然であり、この自然を生かした各種施設を拠点として年間10万人程度訪れている現況である。

今後の本村の産業構造に欠くことのできない視点として、東海環状自動車道や濃飛横断自動車道など高規格道路網の整備による中京地域や首都圏からのアクセスの飛躍的な改善が期待できると共に、学校による長期宿泊体験学習も期待出来ると思われる。

## (2) その対策

### ア 農業

本村の作付種目の中では、収益性の高いトマト生産を機軸に、後継者不足解消をねらいとして都市部からの研修生の受入体制などを整備し、新規就農促進方策を実施する。

茶生産については、収穫作業が短期間に集中すること、既存生産農家が高齢化してきていることなどから、乗用茶刈機の導入を促進するため、中核農家への農地の集約と乗用茶刈機に対応できる茶園の整備を随時行っていく。

水稻経営については、全村的に組合や民間による大型機械での共同作業体制が確立していることから、これを維持できるように支援する。

### イ 林業

村の山林全てのFSC森林認証化を図ることにより、当地区の林産物に付加価値を付け、林産物販売における産地間競争に対応できるよう支援する。

素材生産を行う森林組合と木材製品を生産する製材組合と、更に、村主導で推進している建築業支援事業フォレストスタイルの連携を図り、林産物全体の販売の拡大に村ぐるみで取組む体制づくりを行う。

### ウ 商工業

商業については、村内消費の維持、拡大を図るための方策を重点課題とし、村と商工会の連携を強化し、既存の地域商品券の発行の継続や、村ぐるみで村内消費を行うよう啓蒙活動を積極的に行っていく。

村の直営で行っているインターネットを利用した建築受注促進システムのフォレストスタイル事業を軌道に乗せるとともに自立させ民間譲渡し、持続可能な体制を整備するとともに、木造住宅の受注増加による村内活性化を目指す。

### エ 観光

既存の各種観光事業である、各種イベントの開催、旅館業、オートキャンプ場、宿泊体験施設こもれびの里、道の駅茶の里東白川などを機軸に、観光事業を産業として位置づけられるように、自然環境の保全や道路整備も観光を視野に入れて実施したり、都市との交流の活性化方策として長期宿泊体験学習など新規事業を積極的に推進する。

## (3) 計画

### 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	美濃東部区域農用地総合整備事業負担金 農地造成 A=2.2ha 区画整備 A=1.4ha	森林総合研究所	
		茶樹植栽 A=3,000 m <sup>2</sup>	東白川村茶業振興会	
		茶園整備 A=3,000 m <sup>2</sup>	東白川村	
		防霜ファン整備 A=3,000 m <sup>2</sup>	東白川村	
		頭首工整備 黒淵地内 L=20m H=2m	東白川村	
		中山間地域総合整備事業負担金 農業用排水施設 五加用水 L=191m	岐阜県	
	林業	造林事業 間伐 A=2,000ha	東白川村森林組合	

(3) 経営近代化施設 農業	営農機械整備 トラクター3台 田植え機4台 コンバイン2台 大型コンバイン1台 代掻きアタッチメント5台 荒掻きアタッチメント2台 乗用茶刈機2台	新世紀工房	
	トマト選果場改修 機器一式	めぐみの農業協同組合	
	畜産有機プラント施設整備 シヨベルローター1台	めぐみの農業協同組合	
	林業 林業機械整備 作業用機械1台 (ファーダー)	東白川村森林組合	
(4) 地場産業の振興 加工施設	農林水産物加工施設整備 荒茶機械更新	五加茶生産組合 東白川製茶組合 新世紀工房	
	農産物等加工施設 1棟	(有)新世紀工房	
	流通販売施設 林産物加工機械整備 ブレカット機械一式	東濃ひのき白川ブレカット協同組合	
	農産物販売施設 1棟	東白川村	
(8) 観光又はレクリエーション	中川原公園駐車場整備 A=3,000㎡	東白川村	
(9) 過疎地域自立促進 特別事業	地域振興券発行支援	東白川村商品券つちのこ会	

### 3 交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 国・県・村道

本村において、幹線道路として位置づけられるものは、白川町を通過している国道41号と中津川市加子母を通過している国道257号を結ぶ主要地方道下呂白川線及び国道256号で、この路線の二車線化は村民の悲願であったが、平成18年度に全線完了した。

国県道においての今後の課題としては、国道256号の一部（村中央部から白川町佐見地区を繋ぐ部分）の二車線化や、主要地方道の改良や歩道整備などのである。

村道については、昭和50年代後半から全村的に行われた土地改良事業等により村内の村道のほとんどの路線が拡幅改良を行われ、1.5車線化が完了している。しかしながら、数路線は未改良の部分があり住民からの要望もあり、今後の課題となっている。また、小、中学校へ続く路線には、歩道が未整備の状態であり保護者からの要望は強い。

##### イ 農・林道

農道は、昭和50年代後半から行われた県営畑地帯総合整備事業により整備された路線であり、ほとんどが未舗装である。敷き砂利等の整備は行われたものの施工から年月が経つことから、路面の修繕が必要な路線も出てきているが、その対応は地域（中山間地域直接支払交付金、農地・水・環境保全向上対策交付金、協定集落）が中心となって行われているが、東白川土地改良区、村が、主体となって整備、修繕を行う部分もあり地域と連携を取り事業推進を行う必要がある。

林道は、昭和から平成にかけ行われた林業地域総合整備事業・県単事業により整備を行っており、主要な路線はおおむね整備された。現在は、森林整備地域活動支援交付金による管理歩道の整備、森林整備事業による作業路の整備が行われ主要な林道から延びる支線の整備へと移りつつある。

##### ウ 公共交通

本村の交通手段は、地域の中心を運行する自主運行バス、スクールバス及び高齢者外出支援バスがあり、自主運行バスについては、主に美濃加茂市・可児市へ通う生徒、JR利用者及び東白川診療所への通院手段となっている。

しかしながら、自主運行バスについては、スクールバス、外出支援バスと50%以上が路線競合しており、既存の資源を有効に活用しているといえない。そのため、幹線としての役割と、支線としての役割を明確にする必要がある。

自主運行バス（廃止路線代替バス）として、濃飛乗合自動車㈱の経営努力と県の補助金に支えられ運行しているが、白川高校の廃校により通学児童の利用者減少に更なる拍車をかけた状況となっている。

##### エ 地域情報化

平成17年度村内全域にCATV網が整備され、過疎地域としては、先進的にテレビの地上デジタル放送やインターネットのブロードバンド環境を整備し、自主放送番組による新たな情報伝達やネット野菜市場やネット稲作台帳などICT時代に対応したサービスを村の直営事業として実施してきた。

しかし、通信技術は日進月歩で進化しており、携帯型情報ツールの普及など新たな情報インフラへのニーズを考慮しつつ、既存の施設やコンテンツをリニューアルする必要がある。

#### (2) その対策

##### ア 国・県・村道

国道、県道の改良、整備は県への要望を行うこととなるが、用地等の交渉については積極的に携わることとし、村民の要望を把握しながら、村としての優先順位を設定し、県への積極的な要望を繰り返し行う。

村道については、保守管理が主体となるが、未整備の路線については、地域との検討を進め必要な改修を進める。

#### イ 農・林道

農道整備は、県単土地改良事業により農道舗装、農道修繕を推進するとともに、村と地域が連携しながら、荒廃農地の解消に努力する。

また、現在整備中の美濃東部区域農用地総合整備事業による「美濃東部農道」は平成24年度の完了に向け事業推進を行っている。

林道整備については、林道密度9.5m/haまで整備されており、山林整備に必要な路線は管理歩道、作業路の整備を進める。また、現在整備中の県営基幹林道「加茂東線」「尾城山線」は早期の完成を目指し事業要望を推進する。

#### ウ 公共交通

鉄道・自主運行バスの既存資源を活かし、それらを効率的・有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を図る必要がある。

乗降客の減少は、補助金の増加という反比例な状況を生みだし、このことにより本村の財政を圧迫しているため、自主運行バスの廃止もやむを得ない状況ではあるので、本村と白川町及び濃飛乗合自動車㈱との三者の協議会を設置して、今後の公共交通ネットワークの構築について調査、研究を行う。

#### エ 地域情報化

今後の情報通信技術に関する民間環境の方向性や、費用対効果、事業の見直しなどの検討を行い、それに基づく事業内容の転換などの配慮しつつ設備更新計画を策定する。

また、各種団体、3セク、関係課との連携を強化し、CATV施設を利用した、農産物の流通方法や販売方法を充実させることにより、産業の振興に寄与する。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	1級村道整備 神土角領線 日向地内 L=70m W=6.5m	東白川村	
		その他村道 大開線 久須見地内 L=600m W=3.0m	東白川村	
		その他村道 大口北線 大口地内 L=300m W=3.0m	東白川村	
		その他村道 前山線 平地内 L=300m W=4.0m	東白川村	
		その他村道 杉林線 日向地内 L=200m W=3.0m	東白川村	
		その他村道 外山線 神付地内 L=100m W=3.0m	東白川村	
		その他村道 笹屋線 曲坂地内 L=200m W=4.0m	東白川村	
	橋りょう	栃山橋補修 栃山地内 L=30m W=4.0m	東白川村	
		高橋補修 平地内 L=50m W=3.6m	東白川村	
		大口橋補修 大口地内 L=55m W=4.0m	東白川村	

	越原橋 陰地地内 L=38m W=5.0m	東白川村	
	岩倉橋 陰地地内 L=32m W=3.0m	東白川村	
	南北橋 柏本地内 L=50m W=3.0m	東白川村	
(2) 農道	美濃東部区域農用地総合整備事業負担金 農道開設 久須見、大口地内 L=4,459m W=5.5m	森林総合研究所	
	中山間地域総合整備事業負担金 農道改良 宮代線 L=245m W=3.0m	岐阜県	
	農道舗装 高畑線 大口地内 L=800m W=3.0m	東白川村	
(3) 林道	林道開設 加茂東線 L=9,548m W=4.0m	岐阜県	
	林道開設 尾城山線 L=9,797m W=4.0m	岐阜県	
	基幹作業道開設 香良洲線 L=320m W=3.0m	東白川村	
	基幹作業道開設 母樹林線 L=595m W=3.0m	東白川村	
	基幹作業道開設 大正洞線 L=340m W=3.0m	東白川村	
	基幹作業道開設 五加北9号線 L=780m W=3.0m	東白川村森林組合	
	基幹作業道開設 五加南7号線 L=1,000m W=3.0m	東白川村森林組合	
	基幹作業道開設 神土南6号線 L=1,032m W=2.0m	東白川村森林組合	
	基幹作業道開設 神土南31号線 L=290m W=3.6m	東白川村森林組合	
	基幹作業道開設 神土南44号線 L=1,000m W=3.6m	東白川村森林組合	
(5) 電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン	CATV 施設整備 宅内ハッター更新 960台 受信点デジタル波受信改修 1棟 自主放送デジタル化 機器一式 ノード単位 FTTH 改修 16ノード センター FTTH 改修 機器一式	東白川村	
(10) 過疎地域自立促進特別事業	新公共交通ネットワーク構築 公共交通ネットワークの構築について 調査、研究	東白川村	

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 簡易水道

本村の東白川村簡易水道事業計画は平成4年から15年までに全村水道化されて普及率も21年度末現在で96%になっている。村全体の水道加入戸数966戸の内、月10㎡以下の使用戸数が420戸(43%)で、水道普及前の自己水源(山水・井戸等)から切替がすんでいないものと予想され、このことから、料金収入が伸び悩んでおり、事業運営に支障をきたしている。

#### イ 下水処理

本村では、地形的に集合型合併浄化槽の設置は不向きであり、一部の地域を除いて、個々の家庭において合併浄化槽の設置を奨励しており、現在では、75%の世帯で合併浄化槽により、し尿と合わせて生活雑排水も処理されている。

残りの25%の世帯は単独浄化槽と汲取で、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっている。

単独浄化槽を設置している家庭ではすでに水洗化され、利便性を得ているので合併浄化槽への移行は難しく、切り替え推進の課題となっている。

一部の地域で設置している集合型合併浄化槽では、組合員の高齢化や使用人口の減少に伴い浄化槽使用料の個人負担の増加や、組合の運営等、維持管理に不安が生じている。

#### ウ 廃棄物対策

本村のごみ処理状況は、ここ数年廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ)の排出量は減少傾向にあり、1日1人当たりのごみ焼却量では県下で一番少ない値となっている。

しかし、実際には家庭ごみの自家焼却によるところがあり、その焼却炉が基準(廃棄物の焼却基準)に沿っているか疑問であり環境への影響について課題となっている。

また、国道の交通量増加により、道路沿いの不法投棄が目立っており現状では有効な防止策が無いことが課題となっている。

#### エ 消防・防災

消防団では、多様な災害に対応するため、活動拠点施設として、村内5箇所のコミュニティ消防センターを整備し、併せて小型動力ポンプ付き積載車や自動車ポンプを更新し、また、各種訓練や予防査察など通して、地域住民との連携の要となるリーダーを担ってきた。

しかし、過疎化や少子化による若者の減少により消防団員は減少傾向にあります。

また、弾道ミサイル、テロ行為や大規模地震などから村民を守るため瞬時に情報を伝達する必要がある。

現在の村民への告知手段は、有線放送に頼っており、大災害下での施設の損壊も予想されることから、同報系無線等の一斉伝達施設の整備を検討する必要がある。

また、災害対策を迅速に全村民が「自助、共助、公助」の共通認識とともに、自力で避難出来ない高齢者、障がい者などの要援護者に対する援護対策が必要である。

#### オ 公営住宅

現在、本村の総住宅戸数は、998戸で、このうち、空屋住宅は、139戸・公営住宅等借家は、51戸で、持ち家率は、81%である。

また、就労先が少ないことや核家族化のため若者が他市町村に流出し、高齢世帯は年々増加している。

こういった状況から、若者が通勤圏内の近隣市町村へ就業し、村内から通勤しやすい環境を提供することが、今後の課題である。

## (2) その対策

### ア 簡易水道

安全・安心な飲料水は、水道水であることの啓蒙を積極的に実施し、利用率の向上を図るとともに、水道の切替や新規加入については、新たな助成措置の検討する。

水道機器の償却に伴う更新計画を作成し計画的・安定的な施設の維持管理に努める。

### イ 下水処理

合併処理浄化槽の未普及世帯に対してアンケート調査や、生活雑排水が及ぼす河川への影響等を啓蒙し、合併処理浄化槽を推進する。

また、単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをより推進するため、切替奨励補助金を増額（現在 9 万円）し、生活の快適化と水質浄化に努める。

集合型合併浄化槽の組合員の高齢化や使用人口減少に伴う問題については、組合と村の事務区分を見直し運営を支えていく。

### ウ 廃棄物対策

家庭ごみは、村の責任において、基準に適合した焼却炉の設定指導や随時拠点改修場所を設置し、適正な処理と減量化に努める。

また、不法投棄の監視を強化し、その防止に努める。

### エ 消防・防災

減少する団員確保対策は、他市町村の事例を参考に研究する。

また、消防団 OB からなる消防協力隊や自治会毎に組織される自主防災会は、初期消火活動や自主避難誘導等に大きな力になることを踏まえ、活動の助成として手当の支給や資機材の整備を検討する。

また、村民に瞬時に情報を伝達するための手段として、CATV に連結した全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備するとともに、同報系防災無線の整備を検討する。

### オ 公営住宅

核家族化のため、親と同居しながらない若者の流出を抑制するため、低所得者用の賃貸住宅を建設する。

既存公営住宅の曲坂住宅・フラットハイムに I・U ターン者が入居する場合は、「東白川村定住促進住宅要項」と同等の優遇策分を助成する。

公営住宅の安全確保の観点から、耐震構造となっていない若鮎荘・五加荘 3・4 号棟・中根荘・中学校校長住宅は取壊すこととする。

## (3) 計画

### 事業計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	クリプトスポリジウム対策 高度濁度計 1 基	東白川村	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置奨励 7 人槽 140 基	東白川村	
		合併処理浄化槽切替奨励事 単独槽から合併槽へ切替 91 基	東白川村	
	(5) 公営住宅	公営住宅建設 2 戸	東白川村	
	(7) その他	木造住宅耐震診断補助 12 戸	東白川村	
		木造住宅耐震改修補助 7 戸	東白川村	



	急傾斜地崩壊対策（公共） 陰地地内 L=230m	東白川村	
	急傾斜地崩壊対策 上小林地区 L=100m	東白川村	
	急傾斜地崩壊対策 平地区 L=30m	東白川村	
	急傾斜地崩壊対策 田の頭比良下地区 L=210m	東白川村	
	全国瞬時警報システム（J-ALRET）整備 施設 一式	東白川村	
	防災行政無線（移動系）のデジタル化 施設 一式	東白川村	

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者の保健・福祉

本村の高齢化率は平成21年度で約38%を越えて岐阜県ではトップで、今後も高齢化比率の上昇は続くと予測される。

高齢世帯、高齢独居世帯では、移動手段が乏しくと外出の機会が減り、高齢者の孤立が予測され、孤独化に起因した認知症に移行するケースが今後増えてくることが予想されるため、高齢者のいきがい活動の拠点整備や地域交流会の場の拡大やその活動に携わるボランティアの育成を行政と社会福祉協議会が中心となり村民も一体となって支えあう村づくりを推進していくことが課題となる。

#### イ 児童の保健・福祉

もともと村内に3園あった保育所は、園児の減少に伴い、平成12年度2ヶ所に整理統合し、平成17年度には1ヶ所に統合し、運営の合理化を図ってきた。

現在の園舎は、村の中心部に位置しているが、昭和59年度に建築したもので、24年経過しており、一部の老朽化や、園庭が狭いことなどの課題がある。

#### ウ 母子の保健・福祉

本村では昭和43年の設立以来、母子健康センターが存続している。平成20年度からは、母子健康センターでの分娩の取り扱いを中止したが、母親や家族の不安の軽減や安心・安全な出産を確保するため、医師による診察、出産後の療養や乳房ケア、産後の相談は継続する必要がある。

また、少子化社会にあって、次代を担う子供の出産を奨励するため、経済的な援助が必要である。

#### エ 障がい者の保健・福祉

平成21年度末における障がい者数は、135人で、平成20年度末が147人、その前の年度では150人前後で、比較すると減少傾向にあります。年齢構成では、7割以上が65歳以上で2.5割が18歳～64歳と、高齢者で障がいがある人口構成である。

知的障がい者は、16人、精神障がい者が、手帳所持者13人治療を受けるための通院受給者証交付者が11人と精神に障がいがある方が増加傾向にある。

重度の障がいがある方は、特性にあった施設への入所により日常の生活を送れている状況で、廃止予定ではあるが現時点では、「障害者自立支援法」に基づく障害程度区分認定により必要なサービスを受給されている。

精神障がい者については、程度区分認定が難しくサービス提供を行うためのポジションがはっきりとしないのが現在の問題点であり、今後は、精神障がい者への対応が課題である。

### (2) その対策

#### ア 高齢者の保健・福祉

高齢者の孤立化回避対策として、外出支援バスの体制を強化、デイサービス、ホームヘルプ事業など、在宅介護の支援活動、または施設介護の更なる充実、高齢者専用の住居、また介護保険以外で利用できる共同住居の整備や気軽に集まって半日又は1日を過ごすいきがいサロンを整備する。

また、ソフト面では、社会福祉協議会の活動支援、連携強化、ボランティア組織の育成や、高齢者の貴重な体験、知識を活用し社会の一員として能力を活用出来るように支援する。

## イ 児童福祉

園舎の維持については、計画的に修繕を行うことで良好な状態に保つよう努力する。また、園庭が狭いなどの時代のニーズに対応した保育環境の改善については、子育て支援室の改修を含め、小学校施設等への移転など抜本的な改善について調査・研究を継続していく。

## ウ 母子の保健・福祉

妊娠期から産後を通して、訪問指導の充実や、情報提供の場として、ママルームや両親学級・パパ教室の実施や、子育てヘルパーの家庭派遣による家事・育児の支援する。

経済的負担の軽減として、妊婦健診14回分の助成を行うとともに、出産祝金を第一子に対して3万円、第二子には5万円、第三子以降は10万円を支給する。

## エ 障がい者の保健・福祉

身体障がい(児)者については、自立支援を目的に、補装具費の給付、日常生活用具の給付・貸与等、「障害者自立支援法」「地域生活支援事業」の制度により日常の生活の充実に図る。

その中でも重度障がい者の方は、障害者支援施設等への入所や、共同生活介護(ケアホーム)の利用によって、日常の生活の充実に図る。

また、精神障がい者の方については、社会での一員となることが難しく一般就労も困難となる傾向にあり、生活が安定しない状況にあります。よって「就労支援継続事業」を積極的に活用することで日常生活の充実と安定を図っていく。

## (3) 計画

### 事業計画(平成22年度～平成27年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	デｲザｰビｽ送迎用車両更新 リストバス2台	東白川村	
	(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設改修 みつば保育園園舎改修 A=745 m <sup>2</sup>	東白川村	
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	休日保育事業 年間50日	東白川村	
		病児・病後児保育 年間30日	東白川村	

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本村では、村営病院を村内唯一の医療機関として、開設以来、住民の疾病治療、予防対策、健康指導に努めてきたが、全国的な医師不足に伴い常勤医師を3名確保することが困難となったため、平成20年度に一般病床4床、療養病床15床の診療所に転換を行った。

更には国の療養病床再編政策を受け、平成22年5月からは療養病床を介護療養型老人保健施設15床としてスタートした。

病院から診療所に転換したことにより、夜間休日診療と救急診療に対応できない体制となったため、村民の日常生活上の不安感は増加する状況となっている。

### (2) その対策

診療所化に伴う診療時間の縮小による村民生活の不安感を取り除くため、「診療所安心ホットライン」の設置や、中核病院との病診連携を強化するとともに、地域医療の展開に重要な役割を果たす訪問診療、看護の充実を図る。

個別対策としては、介護老人保健施設入所者の在宅復帰や透析患者や高齢者の通院支援サービスの充実を図り、更には透析患者の受入を検討する。

ハード面では、地域の医療ニーズに合った医療機器の更新や整備、訪問診療用車両、携帯用医療機器の整備を行う。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	老健施設特殊入浴装置更新 機器一式	東白川村	
		防火用スプリンクラー整備 機器一式	東白川村	
		訪問診療専用車整備 車両1台	東白川村	

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

児童生徒数の減少化のなかにあつて、村の子どもたちは和やかな地域に見守られながら保育園入園から中学校卒業まで、同じ集団の中で成長していきます。比較的、新しい環境への対応や適度で好ましい競い合いそして各種の感動体験が少ないと言える。

また、社会範意識や道徳心の希薄化が指摘されるとともに多様化する現代社会にあつては、なおさらに自分を正しく律して生きていく力が必要です。今こそ、その基礎を学校と家庭と地域が連動して確実に育んでいくことが求められている。

施設面にあつては、小学校の大規模改造事業や小中学校の情報通信環境整備事業を行ってきたが、計画的な維持補修と新学習指導要領に対応した教材・教具の適正な整備が必要である。

集会施設は、各集落に概ね一ヶ所ずつ設置されているが、全て災害時の避難所もしくは一時避難所に指定されているため、耐震化する必要がある。

体育施設は、総合運動場1、地域運動場2、テニスコート1があつて、スポーツ活動な多種多様に広がっている。

### (2) その対策

学校施設の老朽化による施設の改修や耐震化工事は、平成21年度までに概ね完了したが、小学校プール、スクールバス3台は、改修、更新が必要な時期を迎えている。

児童生徒の安全対策として、保護者、地域と連携して登下校時等の安全対策を推進するとともに、情報モラルの徹底に努める。

幼児教育及び一貫教育の重要性を基本として、村教育研究会の取り組みを中心とし、子育て支援室・保育園・小学校・中学校の連携教育と一貫性を推進する。

集会施設は、災害時の避難所に指定されているため、耐震化未整備施設について必要が改修を行う。

地域における体育施設、文化施設においても老朽化し改修が望まれている。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校施設改修 ランクルム A=607 m <sup>2</sup>	東白川村	
		中学校施設改修 校舎 A=2,791 m <sup>2</sup>		
	スクールバス・ホート	スクールバス更新 3台	東白川村	
	その他	小学校運動場整備 A=11,520 m <sup>2</sup> 照明更新 4基	東白川村	
		小学校プール改修 A=383 m <sup>2</sup>	東白川村	
		小学校スクールバス車庫修繕 A=139 m <sup>2</sup>	東白川村	
		中学校運動場整備 照明更新 4基 フェンス 150m	東白川村	
		(3) 集会施設、体育施設 集会施設	集会施設改修 耐震化 2ヶ所 改修 2ヶ所	東白川村
	体育施設	村民センター耐震化 工事一式	東白川村	
		地域運動場改修 管理棟 2棟 照明更新 4基 フェンス	東白川村	

	その他	総合運動場照明機器更新 野球場7基 テニスコート4基	東白川村	
		古いもの館（文化財保管展示）改修 1棟	東白川村	
		はなのき会館設備更新 音響、照明、空調	東白川村	
		ハナジ自生地散策道再整備 L=200m	東白川村	
		村民図書館格技場複合施設 鉄骨2階建 A=500 m <sup>2</sup>	東白川村	

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

伝統文化、芸術を後世に残し伝えつつも、新しく生まれてくる文化・芸術に乗り遅れることのないよう、村民に対し情報や機会の提供が重要と言える。

村では、文化協会を母体として各種文化・芸術活動が展開されているが、各サークル会員の高齢化による人員不足から存続が危ぶまれている。

また、文化的遺産の保護、保存については、いかに次世代に伝え、いかに今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、実践する必要がある。

### (2) その対策

村の伝統行事の伝承は個性的な地域の形成に重要であることから、子供会の活動や高齢者との交流の場において学習機会を設け確実に伝承できる体制づくりを行うとともに、文化協会を中心とした文化サークルの会員掘り起こしを支援しつつ、時代の即した新たな文化サークルづくりを支援し、はなのき会館や村マイクロバスを利用した文化活動の環境整備を行う。

文化財の保護・保存については、古いもの館に展示、保管されている民俗資料のデータベース化、展示場の有効活用と定期的な展示物の並び替えと、施設の維持管理を行うとともに新たな重要な文化的遺産の調査、研究、保存活動に努めるものとする。

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

東白川村は、20の集落で構成され、この状態は明治22年町村制施行により東白川村が生まれて以来120年あまり変わっていない。また、平地区のような大きな集落と大口、久須見といった小さな集落の格差は大きい。山ひだの間に散在する集落は、それぞれまとまった地形単位に構成されており、山や谷といった物理的な条件で他集落と隔てられているものも多く、それぞれの存在が合理的なものとして受け止められている。

しかしながら、近年急速に進展変化した社会構造や生活様式、少子高齢化、個人の価値観の多様化などによって各地でこれら基礎的な地域社会構造が変化していることも否定出来ない。近年は、集落を超えた結びつきが多くなり、集落の壁を越えた活動が活発な集落は、すでに営農組織等が合併されており、将来は集落の合併することが良いのではないかという気運が生まれつつある。

また、村全体では、空家対策の問題が出てきている。

### (2) その対策

20の集落はそれぞれ規模や立地条件が違っており、小規模集落はコミュニティそのものを維持することが負担過大になっているケースもあるので、集落間の共同化、隣接集落を合わせた中間的な活動範囲の設定などを試み負荷分散、広域化を図ることが必要である。集落合併はそこに住む人たち全員の合意が不可欠で、時間をかけて自然に結論を待つことが基本であるが、その結果として集落合併が生まれた所はこれを育てる。

また、自治会活動が自律したものとなることが、これからのむらづくりの最重要課題であることを認識し、自治会長会、自主防災会長、協定集落などを通じて地域リーダーの育成・確保を推進する。

また、地域社会の活動拠点となる集会施設の設置や改修の要望には、一定の基準をもって対応する。

定住促進施策として空家の活用を図るため、中古住宅や遊休土地の購入に対する助成措置を行う。



## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア むらづくり体制の確立

過去において、本村のむらづくりの形態は、大別すると、「行政主導のむらづくり」であったと言える。

「行政主導のむらづくり」は、即効性の面では優れており高度経済成長時代では、効果があり、道路改良や簡易水道などの生活関連インフラや農林業等の産業関連施設の整備にそれなりの成果も挙げてきた。

しかし、時代は、国際化・高度情報化・少子高齢化、地球環境問題の対応などへ変化へ変化している。

こういった時代では、自ら住む地域の資源を再確認し、村民と行政が協働して、村民一人ひとりが明るい未来を確信し、豊かな暮らしが実感できる持続可能なむらづくりを進めることが重要である。

#### イ 山林境界の明確化

地籍調査による山林境界の確定は、村民の財産の確定でもあり必要不可欠な事業であり、山林境界が可能な時期に村民の協力を得ながら事業推進を行っている。現在の地籍調査事業は、下親田、大明神地区を行っており村有林を含め約22km<sup>2</sup>(23.5%)が終了したが、この進捗率で進むと全村終了には平成64年までかかると推測され、世帯の世代交代が進む中、境界確定作業が困難になる可能性があり、早期に境界の確認作業を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 村づくり体制の確立

「行政主導のむらづくり」から、「官民協働のむらづくり」への転換を村ぐるみを考え、どういった姿が、本村においての、官民協働などを明確にするため、地域住民、学識経験者、本村の有識者等で構成する官民協働むらづくり研究会を設立し、総合計画などを通じてその姿の明確化する。

#### イ 山林境界の明確化

山林境界の早期確認作業については、現在行われている森林整備地域活動支援交付金による境界の明確化、地籍測量事業による一筆地調査の推進などに加えて、村単独により境界の明確化を行い、現段階にできる限りの事業推進を行う。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	官民協働のむらづくり体制構築事業 調査研究活動・構想の構築	東白川村	
		山林境界明確化事業 所有境界の明確化	東白川村	

事業計画（平成22年度～平成27年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	地域振興券発行支援	東白川村商品券つちのこ会	
2 交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	新公共交通ネットワーク構築 公共交通ネットワークの構築について調査、研究	東白川村	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	休日保育事業 年間 50 日	東白川村	
		病児・病後児保育 年間 30 日	東白川村	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	官民協働のむらづくり体制構築事業 調査研究活動・構想の構築	東白川村	
		山林境界明確化事業 所有境界の明確化	東白川村	